

毎週火・金曜日発行

山口県報

平成18年
3月22日
(水曜日)

目次

告示

山口県消防表彰規程の一部改正(消防防災課)……………

県道路線の認定に関する告示の一部改正(道路整備課)……………

県道の路線の認定に関する告示の一部改正(道路整備課)……………

道路の区域の変更(道路整備課)……………

道路の供用の開始(道路整備課)……………

特定建設工事共同企業体の指名競争入札の参加資格の審査(四件)(道路建設課)……………

公告

大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取(商政課)……………

開発行為に関する工事の完了(建築指導課)……………

選管告示

直接請求に必要な有権者の数……………

雑報

県報の正誤(平成十五年四月二十五日山口県規則第五十七号ほか二件)……………

山口県告示第百五十八号

山口県消防表彰規程(昭和三十一年山口県告示第二百九号)の一部を次のように改正す。

平成十八年三月二十二日

山口県知事 二井 関成



第四条中「市町村長」を「市町長」に改める。

附則

この規程は、平成十八年三月二十二日から施行する。

山口県告示第百五十九号

県道路線の認定に関する告示(昭和二十九年山口県告示第七百六十一号)の一部を次のように改正し、平成十八年四月一日から施行する。

平成十八年三月二十二日

山口県知事 二井 関成

表一の項を次のように改める。

二 線	新南陽津和野 周南市 周南市大字大潮(島根県界)
--------	--------------------------------

山口県告示第百六十号

県道の路線の認定に関する告示(昭和三十三年山口県告示第六百四十四号の二)の一部を次のように改正し、平成十八年四月一日から施行する。

平成十八年三月二十二日

山口県知事 二井 関成

表三〇の項を次のように改める。

三〇	鹿野吉賀線	周南市	終点 島根県鹿足郡 吉賀町
----	-------	-----	---------------------

表四一の項を次のように改める。

四一	津和野須佐線	萩市	起点 島根県鹿足郡 津和野町
----	--------	----	----------------------

表一四一の項を次のように改める。

一四二	須川吉賀線	岩国市錦町須川	終点 島根県鹿足郡 吉賀町
-----	-------	---------	---------------------

山口県告示第百六十一号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成十八年三月二十二日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十八年三月二十二日

山口県知事 二井 関成

道路の種類 県道
路線名 光玖珂線
道路の区域

区 間	旧新別	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長	備 考
光市大字小周防字下福田九四八の四地先から 同市同大字 同字九四八の六地先まで	旧	最狭 九・九・六〇	四三・八	
周南市大字小松原字鳥追六五五の一 地先から 同市同大字字下和田三〇五二の一 地先まで	新	最狭 二〇・八・五〇	四三・八	道路改良工事の完了による。
	新	最狭 一・二・九・九〇	四三・八	道路改良工事の完了による。
	旧	最狭 一・一・九・八二	三三・五・一	道路改良工事の完了による。

山口県告示第百六十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成十八年三月二十二日から一月間山口県土木建築部道路整備課において一般の縦覧に供する。

平成十八年三月二十二日

山口県知事 二井 関成

路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の期日
光玖珂線	光市大字小周防字下福田九四八の四地先から 同市同大字 同字九四八の六地先まで 周南市大字小松原字鳥追六五五の一 地先から 同市同大字字下和田三〇五二の一 地先まで	平成十八年三月二十三日

山口県告示第百六十三号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の十一第二項の規定により、県道北中山岩国線道路改良（和木トンネル）工事の契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）及び当該入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十八年三月二十二日

山口県知事 二井 関成

- 一 県道北中山岩国線道路改良（和木トンネル）工事
- (一) 工事場所 玖珂郡和木町大字関ヶ浜字附出しから同大字字外山までの間
- (二) 工事の概要

工 法	延 長	道 路 幅 員
ナトム工法	二四二メートル	一〇・二五メートル（車道六・〇メートル）

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成十六年山口県告示第百五十七号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が土木一式工事のA

等級であること。

- 2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（土木工事業に係るものに限る。）を受けていること。
- 3 出資比率が三十パーセント以上であること。
- (二) 共同企業体の代表者の平成十八年三月二十日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の土木一式工事の数値が九百五十以上であること。
- (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の土木一式工事の数値が九百以上であること。
- 三 入札参加資格の審査
 - (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を提出しなければならない。
 - 1 共同企業体協定書の写し
 - 2 総合評定値通知書の写し
 - 3 特定建設業の許可通知書の写し
 - 4 委任状
 - (二) 申請書等の提出方法
申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。
 - (三) 申請書等の提出場所
岩国土木建築事務所 岩国市三笠町一丁目一番一号
 - (四) 申請書等の提出期間及び時間
平成十八年三月二十二日から同年四月五日までの午前九時から午後四時三十分まで
 - (五) 入札参加資格の審査結果の通知方法
指名競争入札指名通知書又は指名競争入札非指名通知書を平成十八年四月十二日までに発送する。
- 四 その他
この審査についての問合せは、岩国土木建築事務所（電話〇八二七―二九―一五四〇）によること。

山口県告示第百六十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百六十七条の十一第二項の規定により、県道柳井上関線土穂石川橋（仮称）橋りょう整備工事（上部工）の契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格（以下「入札参加資格」という。）及び当該入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十八年三月二十二日

山口県知事 二井 関成

- 一 県道柳井上関線土穂石川橋（仮称）橋りょう整備工事（上部工）
 - (一) 工事場所 柳井市南浜四丁目から同市伊保庄字岡田までの間
 - (二) 工事の概要

構	造	延	長	道	路	幅	員
鋼三径間連続箱桁形式橋りょう		一四九・五メートル		一〇・七五メートル			
				（車道六・〇メートル）			

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体（二者で構成するものに限る。）とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
 - 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示（平成十六年山口県告示第百五十七号。以下「告示」という。）二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が鋼構造物工事のA等級であること。
 - 2 建設業法（昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。）第三条第六項に規定する特定建設業の許可（鋼構造物工事業に係るものに限る。）を受けていること。
 - 3 出資比率が三十パーセント以上であること。
- (二) 共同企業体の代表者の平成十八年三月二十日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの（以下「総合評定値」という。）の鋼橋上部工事の数値が千百以上であること。
- (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の鋼橋上部工事の数値が九百以上であること。

ること。

三 入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状

(二) 申請書等の提出方法

申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。

(三) 申請書等の提出場所

柳井土木建築事務所 柳井市南町三丁目九番三号

(四) 申請書等の提出期間及び時間

平成十八年三月二十二日から同年四月五日までの午前九時から午後四時三十分まで

(五) 入札参加資格の審査結果の通知方法

指名競争入札指名通知書又は指名競争入札非指名通知書を平成十八年四月十二日までに発送する。

四 その他

この審査についての問合せは、柳井土木建築事務所(電話〇八二〇一三二一〇三九六)にすること。

山口県告示第百六十五号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の十一第二項の規定により、県道山口宇部線幸之江川高架橋(仮称)橋りょう整備工事(上部工)の契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)及び当該入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十八年三月二十二日

山口県知事 二井 関 成

四

- 一 県道山口宇部線幸之江川高架橋(仮称)橋りょう整備工事(上部工)
- (一) 工事場所 山口市嘉川字台田から同市江崎字南奥山田までの間
- (二) 工事の概要

構 造	延 長	道 路 幅 員
鋼四径間 ばね 桁形式橋りょう	二二五・七メートル	九・〇五メートル (車道七・〇メートル)

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で構成するものに限る。)とする。

(一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。

- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十六年山口県告示第六百五十七号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が鋼構造物工事のA等級であること。
- 2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規定する特定建設業の許可(鋼構造物工事業に係るものに限る。))を受けていること。
- 3 出資比率が三十パーセント以上であること。

(二) 共同企業体の代表者の平成十八年三月二十日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)(鋼橋上部工事の数値が千百以上であること。

(三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の鋼橋上部工事の数値が九百以上であること。

三 入札参加資格の審査

(一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等

入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。)を提出しなければならない。

- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し

4 委任状

- (一) 申請書等の提出方法
申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。
- (二) 申請書等の提出場所
山口土木建築事務所 山口市神田町六番一〇号
- (三) 申請書等の提出期間及び時間
平成十八年三月二十二日から同年四月五日までの午前九時から午後四時三十分まで
- (四) 入札参加資格の審査結果の通知方法
指名競争入札指名通知書又は指名競争入札非指名通知書を平成十八年四月十二日まで発送する。
- (五) その他
この審査についての問合せは、山口土木建築事務所(電話〇八三九二一一〇七〇)にすること。

山口県告示第百六十六号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第百六十七条の十一第二項の規定により、一般国道四九〇号綾木橋(仮称)橋りょう整備工事(上部工)の契約に係る指名競争入札に参加する者に必要な資格(以下「入札参加資格」という。)及び当該入札参加資格の審査の申請の時期、方法等について次のとおり定めた。

平成十八年三月二十二日

山口県知事 二井 関 成

- 一 一般国道四九〇号綾木橋(仮称)橋りょう整備工事(上部工)
- (一) 工事場所 美祢郡美東町大字綾木字元疫神から同大字字榎ヶ迫までの間
- (二) 工事の概要

構 造	延 長	道 路 幅 員
鋼四径間連続鉄桁形式橋りょう	二二五・〇メートル	九・一メートル (車道七・〇メートル)

二 入札参加資格

入札に参加できる者は、次に掲げる要件のいずれにも該当する共同企業体(二者で

構成するものに限る。)とする。

- (一) 共同企業体の構成員のいずれもが次に掲げる要件のいずれにも該当する者であること。
- 1 建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査に関する告示(平成十六年山口県告示第百五十七号。以下「告示」という。)(二の(一)の規定により格付された一般競争入札及び指名競争入札参加資格が鋼構造物工事のA等級であること。
- 2 建設業法(昭和二十四年法律第百号。以下「法」という。)(第三条第六項に規定する特定建設業の許可(鋼構造物工事業に係るものに限る。))を受けていること。
- 3 出資比率が三十パーセント以上であること。
- (二) 共同企業体の代表者の平成十八年三月二十日までに国土交通大臣又は都道府県知事が通知した法第二十七条の二十九第一項に規定する総合評定値のうち直近のもの(以下「総合評定値」という。)(鋼橋上部工事の数値が千百以上であること。
- (三) 共同企業体の代表者以外の者の総合評定値の鋼橋上部工事の数値が九百以上であること。

三 入札参加資格の審査

- (一) 共同企業体競争入札参加資格審査申請書等
入札参加資格の審査を受けようとする者は、告示四の(一)に規定する共同企業体競争入札参加資格審査申請書及び次に掲げる書類(以下「申請書等」という。))を提出しなければならない。
- 1 共同企業体協定書の写し
- 2 総合評定値通知書の写し
- 3 特定建設業の許可通知書の写し
- 4 委任状
- (二) 申請書等の提出方法
申請書等は、共同企業体の代表者が持参して提出するものとし、郵便又は電信によるものは、受け付けない。
- (三) 申請書等の提出場所
美祢土木事務所 美祢市大嶺町東分三四九番地の五
- (四) 申請書等の提出期間及び時間
平成十八年三月二十二日から同年四月五日までの午前九時から午後四時三十分まで
- (五) 入札参加資格の審査結果の通知方法

指名競争入札指名通知書又は指名競争入札非指名通知書を平成十八年四月十二日までに発送する。

四 その他
この審査についての問合せは、美祢土木事務所（電話〇八三七―五二一―一〇五）にすること。



（二五六）大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による意見の聴取

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項の規定により、平成十七年十一月八日山口県公告（六〇一）に係る大規模小売店舗について次のとおり岩国市から意見を聴きました。

当該意見は、平成十八年三月二十二日から同年四月二十四日までの間、山口県商工労働部商政課及び岩国市経済部商工課において公衆の縦覧に供します。

平成十八年三月二十二日

山口県知事 二井 関成

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 デオデオ岩国店
所在地 岩国市麻里布町七丁目九番四〇号

二 意見の概要

特に配慮を求める事項はない。

（二五七）開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、開発行為に関する工事の完了を次のとおり公告します。

平成十八年三月二十二日

山口県知事 二井 関成

一 開発区域に含まれる地域の名称

光市光井六丁目

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

光市島田二丁目三番一〇号
株式会社ファノス



山口県選挙管理委員会告示第二十五号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第百六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次の表のとおりである。

平成十八年三月二十二日

山口県選挙管理委員会委員長 福田 隆司

直接請求の種類	根拠規定	必要な有権者の数
県条例の制定又は改廃の請求	地方自治法第七十四条第一項	二四、六五一
県の事務の執行に関する監査の請求	地方自治法第七十五条第一項	二七二、〇九〇
県議会の解散の請求	地方自治法第七十六条第一項	二七二、〇九〇
県議会の議員の解職の請求	地方自治法第八十条第一項	二一三、四四九、八四七、七三三

大島郡選挙区 六五三
玖珂郡選挙区 六五三
熊毛郡選挙区 六五三
吉敷郡選挙区 六五三
厚狭郡選挙区 六五三
豊浦郡選挙区 六五三
阿武郡選挙区 六五三
下関市選挙区 六五三
宇部市選挙区 六五三
山口市選挙区 六五三
萩市選挙区 六五三
徳山市選挙区 六五三
防府市選挙区 六五三
下松市選挙区 六五三
岩国市選挙区 六五三

知事の解職の請求	地方自治法第八十一条第一項	小野田市選挙区 光市選挙区 長門市選挙区 柳井市選挙区 美祢市選挙区 新南陽市選挙区	一一二二 一一二二 一一二二 一一二二 一一二二 一一二二
副知事、出納長並びに県の選挙管理委員、監査委員及び公安委員会の委員の解職の請求	地方自治法第八十六条第一項		一一二二 一一二二 一一二二 一一二二 一一二二 一一二二
県の教育委員会の委員の解職の請求	地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八十一条第一項		一一二二 一一二二 一一二二 一一二二 一一二二 一一二二



正誤
平成十五年四月二十五日山口県規則第五十七号（山口県中小企業高度化資金貸付規則の一部を改正する規則）

ページ	段	行	誤	正
一	上	左から七	更正・ 手続開始	更生・ 手続開始

平成十六年十二月七日山口県告示第六百五十七号（建設工事等に係る一般競争入札及び指名競争入札の参加資格の審査）

ページ	段	行	誤	正
三	下	一五	昭・和・二・七・年・法・律・第・百・七・十・二・号	平・成・十・四・年・法・律・第・百・五・十・四・号

平成十七年十二月十六日山口県告示第六百五十八号（瀬戸内海環境保全特別措置法第

五条第一項の規定に基づく許可申請の概要）

二	ページの箇所	誤	正
の四の表(一)中		コンクリート製・鋼板製	鉄筋コンクリート製・鋼板製

平成十八年三月二十二日印刷
発行

発行人所

山口県知事
山口市

定価一箇月 金二千七百円(送料共)